平成２５年（フ）第６６７号
福岡市中央区桜坂１丁目６番22号
債務者　吉田　安政
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３２号
福岡市東区千早１丁目44番10―707号
債務者　山崎　勝広
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１０号
香川県高松市屋島東町1095番地102
債務者　宇山　正文
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸上　貴重
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２１７号
福岡県糸島市志摩小富士８番地13
債務者　鈴木　健二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　寿美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１２号
福岡市中央区笹丘３丁目20番15―310号
債務者　佐野　元信
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野林　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２０号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目６番24号
債務者　田中　則子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１５号
福岡市東区千早１丁目９番３―310号
債務者　山田平八郎
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４８号
福岡市南区塩原１丁目５番12号
債務者　松田　富幸
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区銀杏町10番22号　グレート小林102
債務者　伊藤喜已夫
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
岡山市北区三手578番地４
債務者　池上　弘三
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木正有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
広島県安芸郡坂町横浜中央３丁目16番16号
債務者　花房　宏壮
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**楽**田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８４号
広島市東区戸坂桜東町７番５―201号
債務者　長尾恵士子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７３号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番25―505号
債務者　岡本　　登
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９１号
静岡県富士市南松野2683番地の４　サンライズ松野105号
債務者　田ノ下圭子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６８３号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目５番10号　リヴィエール瓦曽根101号
債務者　松本　公次
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
埼玉県草加市谷塚１丁目６番37―201号
債務者　柴川きよ子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
埼玉県春日部市備後東１丁目21番７―404号
債務者　内藤　忠則
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
埼玉県春日部市備後東１丁目21番７―404号
債務者　内藤佳代子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係